

2022年6月24日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社

取締役社長 岩 村 康 次

「場所の定めのない株主総会」に係る経済産業大臣・法務大臣の確認完了について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第111期定時株主総会」にて決議いただきました第1号議案「定款一部変更の件」における下記「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催につきましては、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件としておりました。同条件について、2022年6月14日付にて両大臣からの確認を受け、同日をもって変更案第12条第2項の効力が発生しましたので、お知らせをいたします。

敬 具

記

定 款

（株主総会の招集）

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

- ②当社は、感染症拡大または大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときは、場所の定めのない株主総会を開催することができる。

以 上